

第 2 章 西東京市の環境への取組み

西東京市では「環境白書」の作成をはじめ、以下のような環境への取組みを実施しています。

1 西東京市環境基本計画

(1) 計画の概要

環境基本計画は、長期的な環境の目標を定めて、市民、事業者、市が協働し、環境分野全般にわたって取組みを進めていくために策定されたものです。そのため、今後、市が実施する施策だけでなく、市民や事業者の役割も明確にしており、それぞれの取組むべき事項を示しています。

計画の役割

西東京市の目指す環境像を示すとともに、それを実現するための目標及び基本方針を示しています。市民、事業者それぞれの行動についての指針と、連携に関する取組みを示しています。

計画の期間

計画期間は平成16年度(2004年度)から平成25年度(2013年度)までの10年間を対象期間とします。具体性、実効性をともなう計画とするために、5年後を目途に、環境をめぐる社会経済事情の変動や環境保全技術の革新、環境保全施策の進捗状況などを検証し、中間見直しを行います。

計画の位置づけ

西東京市環境基本条例に基づき策定するものです。「西東京市基本構想・基本計画」の理念を、環境の視点から実現するための基本的な計画として位置づけられ、他の計画策定や事業の実施に際して、環境保全に係る施策・事業の展開や環境保全上の配慮を求めるものです。

計画の主体・各主体の役割

計画の主体は、地域の構成員(地域住民、市民団体、民間企業・団体、教育機関、行政・公共機関等々)全てとします。西東京市環境基本条例には、各主体(市民・事業者・市)の役割を示していますので、計画にもその役割に沿った取組みの方向性を示しています。

基本的な方針

環境保全にあたっての、西東京市の基本的な方針を示しています。

基本方針1: 良好な生活環境を確保して、健康で心豊かに過ごす

環境汚染の防止 道路環境・交通マネジメント 都市景観・都市環境の保全

基本方針2: 都市の緑をみんなで支え、自然と共存して生きる

みどりの保全・育成 水辺環境の保全 自然とのふれあいの確保 歴史的・文化的環境資源の確保

基本方針3: 生活と産業のあり方を見直し、地域に適した循環型社会を実現する

広域的な環境問題への対応 ごみ減量・循環型社会へ 農と消費の一体化

基本方針4: みんなの知恵と努力と参加によって良好な環境を確保して、これを将来の世代に引き継ぐ

環境情報の交流 環境学習の推進 環境保全活動への支援 パートナーシップの推進

重点プロジェクト

今後5年間を目途に市民・事業者・市が連携して優先的に行う取組みについて示しています。

重点1: 緑に囲まれて豊かにくらす

身近なみどりの育成 東大農場保全の検討

重点2: 環境にやさしい取組みを進めよう

省エネルギー意識の浸透 事業者の環境配慮 太陽エネルギー利用推進

重点3: ごみ資源化を進め、ごみを減量させよう

再資源化・収集方法 ごみの減量

重点4: 「身近で育てて食べられるみどり」をふやそう

地元農産物利用促進 生ごみ・剪定枝資源化利用

重点5: 環境保全活動を推進しよう

環境マップの作成 環境情報・活動拠点の設置 環境リーダーの育成

(2) 環境基本計画での環境指標・数値目標について

環境白書は、環境基本条例でも定めているように、年間の環境活動に対する報告書であることから、環境基本計画に基づいた環境の状態を表すものとして、「指標」や「数値目標」をこの白書でも活用していきます。

環境基本計画上で示している具体的な指標・数値目標は以下のとおりです。なお、今後の進行管理を行う中で、以下に示している環境指標以外についても進捗状況を図るために活用していきます。

環境指標	平成25年度までの目標値等	平成16年度の取組状況
大気環境基準の達成状況 ・二酸化窒素(NO ₂) ・浮遊粒子状物質(SPM) ・光化学オキシダント	達成率100%	光化学オキシダントが未達成
河川水質環境基準の達成状況 ・石神井川境橋(BOD年平均濃度) ・石神井川溜淵橋(BOD年平均濃度)	達成率100%	石神井川境橋が未達成
大気中ダイオキシン類環境基準の達成状況	達成率100%	達成率100%
緑被率	現状の水準を維持 (約30%)	30.2% (平成11年度値)
農地面積	160ha	177ha
樹林地面積	今後、目標値を設定	未設定
1人1日あたりのごみ排出量(市収集分のみ)	663g以下	688g
リサイクル率(資源物量/家庭系総ごみ量)	35%以上	20.4%
最終処分場搬入量	大幅な削減	前年度より 15.9%削減
市内エネルギー使用量 ・電気 ・都市ガス ・上水道	現状より10%削減	前年度より 約6%削減
公共施設での自然エネルギー利用状況	今後、目標値を設定	未設定
市の事務事業による二酸化炭素排出量	8,784t-CO ₂	10,699t-CO ₂
西東京市環境リーダー数	100人	未設定
観察会等開催数	年間10回以上	9回

各指標及び目標値は西東京市環境基本計画に示されたものを抜粋

2 環境マネジメントシステム(ISO14001)推進事業

(1) ISOとは 組織の略称です

正式には国際標準化機構(International Organization for Standardization)といいますが、ギリシャ語で「等しい」を意味する isos(アイソス)という単語から頭の3文字をとってISO(アイ・エス・オー)という略称を使用しています。本部はスイスのジュネーブにあり、世界150か国以上が加盟する非政府の国際機関です。ISOでは、工業製品等に関する国際的な規格(標準)を定めており、私たちの身近な例としては、ネジやボルトのサイズ、キャッシュカードの大きさ、カメラフィルムの感度などがあります。

(2) ISO14001とは 国際的な環境に関する「仕組み」の規格です

ISOは、このような「もの」に関する国際的な規格を定めてきましたが、1980年代からは、管理運営する(マネジメント)仕組み(システム)に関する規格づくりが活発化しています。

その一例として、組織や企業が製品やサービスを提供する際に、良好な環境を保全・創出し、環境への負荷を低減する「仕組み」に対する国際的な規格があり、これをISO14001(環境マネジメントシステム)といいます。

(3) 環境マネジメントシステムとは PDCAによる管理運営を行うことです

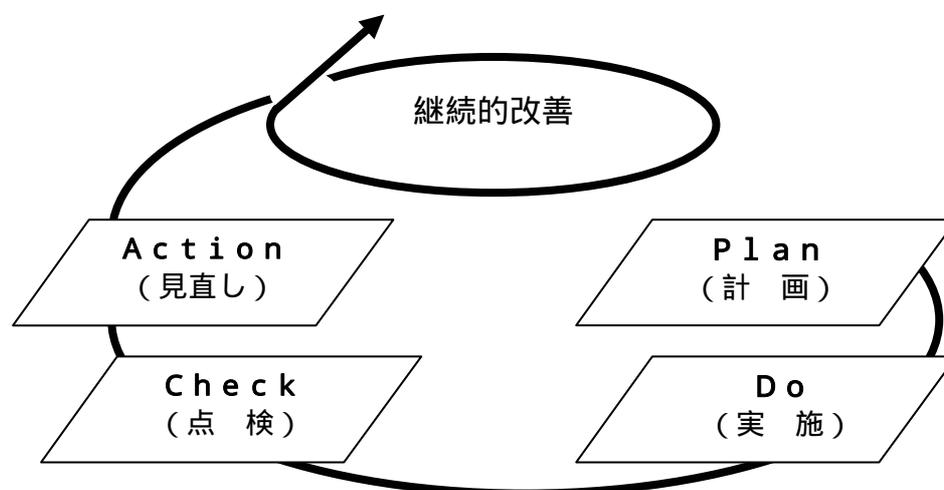
ISO14001規格は、あらゆる種類・規模の組織に適用でき、しかも様々な地理的、文化的及び社会的条件に適用するような仕組みとなっています。その仕組みの基本をPDCAサイクルといいます。

P...Plan【計画】組織の事務事業を洗い出し、目的・目標を設定する。

D...Do【実施】目的・目標達成のために様々な取り組みを行い、記録として残す。

C...Check【点検】取り組みの結果を点検し、不都合な点があれば是正を行う。

A...Action【見直し】新たな計画の設定に向け、システム全体を見直す。



(4) 西東京市の取組み

西東京市では、市庁舎及び市が行う事務事業によって生じる環境への負荷の低減と、良好な環境の保全を目指し、環境マネジメントシステムを運用するとともに、職員に対し、ISO14001に関する研修を行いました。

平成16年度の取組み

年 月	環境マネジメントシステム運用	実施した研修等
平成16年 4月	-	基礎研修（新採用職員）
5月	内部環境監査実施	-
7月	第1回推進本部開催（推進委員会合同） ・市長による見直しについて ・環境目的、目標、実行プログラムについて ・要領、手順書について	一般研修（管理職） 一般研修（一般職員）
8月	第1回省エネルギー推進部会 ・座長の選出について ・推進部会の位置づけについて ・15年度のエネルギー等使用実績について	審査前説明会（対象課等）
10月	外部審査機関の受審 ・定期審査	-
11月	第2回省エネルギー推進部会 ・16年度上半期エネルギー等使用実績について ・定期審査指摘事項について	-
平成17年 2月	第3回省エネルギー推進部会 ・16年度第3四半期エネルギー等使用実績 ・年末年始の電源オフ実施について ・田無・保谷庁舎の省エネ診断について	-

3 西東京市地球温暖化対策実行計画

(1) 今、何がおきているのか それが地球温暖化です

地球温暖化に伴う温室効果とは、太陽からのエネルギーで暖められた地球が放射する熱を、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスが吸収し、再び地表に戻すこと(再放射)をいいます。これにより、地球の平均気温は15 前後と、生物が生き残るのに適した環境に保たれてきました。しかし、産業革命以降、化石燃料を大量に燃焼させるなど、人の活動に伴って排出される量が急速に増えたため、近年は大気中の二酸化炭素濃度が上昇し続けています。

平成13年に公表された、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第3次評価報告書によれば、20世紀の100年間に、世界の平均気温は約0.6度、平均海面が10~20cmそれぞれ上昇し、北半球の中高緯度では大雨の頻度が増加した可能性が高いことなど、さまざまな気候の変化が観測されています。同報告書によれば、過去50年間に観測された温暖化の大部分は人の活動に伴う温室効果ガス濃度の増加が原因となつている可能性が高いと結論づけています。

平成16年に、カナダ、米国、ロシアなど8か国の科学者が参加する北極協議会が取りまとめた報告書によれば、アラスカ及び西カナダの冬季の気温が3~4 上昇したこと、過去30年間で北極圏の積雪面積が約10%、夏季の海氷面積が約15~20%減少したことが示されました。

(2) 地球温暖化とは 地上の気温が上昇することです

人の活動により排出される二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの濃度が高まることにより、地球から宇宙空間へと逃げる熱が遮られるため、地上の気温が上昇する現象です。

日本では、熱帯夜の増加や冬日の減少など温暖化の進行が顕在化しており、身近な自然や生態系の変化が見られます。また、温暖化により海面が1m上昇すると日本全国の砂浜の約9割が消失すると言われてしていることなどから、これらの自然環境への影響は、産業、エネルギー、国土保全、健康など、人間社会に対し影響を及ぼすこととなります。

地球温暖化に伴うさまざまな影響の予測

指 標	予測される影響
平均気温	1990年から2100年までに1.4 ~5.8 上昇
平均海面水位	1990年から2100年までに9~88cm 上昇
気象現象への影響	洪水や干ばつの増大
人の健康への影響	熱中症患者等の増加、マラリア等の感染症の拡大
生態系への影響	一部の動植物の絶滅、生態系の移動
農業への影響	多くの地域で穀物生産量が減少。当面は増加地域も
水資源への影響	水不足の地域の多くでさらに水資源の減少、水質への悪影響
市場への影響	特に一次産物中心の開発途上国で大きな経済損失

資料：IPCC『第3次評価報告書』より環境省作成

(3) 京都議定書とは 温室効果ガス排出量低減の枠組みです

温室効果ガス排出量の低減に向けた国際的な枠組みとして、2005(平成17)年2月

16日に京都議定書が発効しました。この議定書は、1997(平成9)年12月に京都で開催された第3回締結国会議(COP3)において採択され、細部についてはその後の締結国会議において合意に至りました。

京都議定書の概要

対象ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等ガス(HFC・PFC・SF ₆)
吸収源	森林等の吸収源による二酸化炭素吸収量を算入
基準年	1990年(代替フロン等のガスは1995年としてもよい)
拘束期間	2008年～2012年の5年間
数値約束	先進国全体で少なくとも5%削減を目指す 日本 6%、米国 7%、EU 8%等
京都メカニズム	国際的に協調して費用効果的に目標を達成するための仕組み ・クリーン開発メカニズム(CDM) 先進国が、開発途上国で排出削減等のプロジェクトを実施し、その結果の削減量・吸収量を排出枠として先進国が取得できる ・共同実施(JI) 先進国同士が、先進国内で排出削減等のプロジェクトを共同で実施し、その結果の削減量・吸収量を排出枠として、当事者国の間で分配できる ・排出量取引 先進国同士が、排出枠の移転(取引)を行う
締結国の義務	全締結国の義務 排出・吸収目録の作成・報告・更新 緩和・適応措置を含む計画の策定・実施・公表など 附属書 国の義務 数値約束の達成 2007年までに、排出・吸収量推計のための国内制度を整備 開発途上国の対策強化等を支援する適応基金への任意的資金拠出など

資料：環境省

(4) 西東京市の温室効果ガス総排出量の削減目標

国は、京都議定書を受けて地球温暖化対策推進大綱を策定し、2010(平成22)年までに、産業部門、民生部門、運輸部門のそれぞれの取組みにより、温室効果ガスの排出量を1990(平成2)年度比で6%削減することとしています。新大綱にある取り組みのうち、市の事務事業に関連のあるものとしては「エネルギー起源の二酸化炭素」及び「国民各階層の更なる地球温暖化防止活動の推進」と考えられ、2010(平成22)年度までに削減すべき量は1990(平成2)年度対比2%であると考えられています。

市は、平成16年度に「西東京市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。この計画で市としては、国の基準年(1990年度)の温室効果ガス排出量を算出することは困難なことから、2002(平成14)年度を市の基準年とし温室効果ガス総排出量を調査・算定したため、この間の国レベルで増加した分の温室効果ガス総排出量も削減目標の対象とする必要から、次のような排出量の目標値を算出しました。

目標：2010(平成22)年度の温室効果ガス総排出量 8,784 t-CO₂

【2002(平成14)年度対比で8.92%[860 t-CO₂]の削減】